

グループホームサンプラザやすらぎ  
指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護  
重要事項説明書

社会福祉法人 サンシャイン

Ver 10

## 附則

Ver 2 この規定は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

Ver 3 この規定は、令和 1 年 8 月 14 日から施行する。

Ver 4 この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

Ver 5 この規定は、令和 2 年 1 月 26 日から施行する。

Ver 6 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

Ver 7 この規定は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

Ver 8 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

Ver 9 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

Ver 10 この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

# グループホームサンプラザやすらぎ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

## 1. (事業の目的)

社会福祉法人サンシャインが開設するグループホームサンプラザやすらぎが行う(介護予防)認知症対応型共同生活介護の、適正な運営を確保、するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護・要支援者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とします。

## 2. (運営の方針)

- (1) 介護サービスの提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他日常の世話及び機能訓練等必要な援助を行います。又それにより、利用者の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものといたします。
- (2) 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、通所介護サービス、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めます。
- (5) 介護サービスの提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行います。

## 3. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下、「介護計画」という。)を作成します。
- (2) 事業者は、介護計画作成後においても、適宜モニタリングを行い必要に応じて介護計画の変更を行います。

- (3) 利用者は事業者に対し、いつでも介護計画の変更を申し出る事ができます。事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者の不利益となる場合を除き利用者の希望にそうように介護計画の変更を行います。
- (4) 事業者は、介護計画作成時又は変更時には、利用者及び家族に対し、その計画の内容を説明し、同意を得て交付致します。

#### 4. 事業者及び事業所の内容

##### (1) 提供できるサービスの地域

法人名	社会福祉法人 サンシャイン
法人代表者	理事長 河原 至誓
法人所在地	尼崎市大庄西町4丁目3番9号
事業所名	グループホームサンプラザやすらぎ
事業者番号	2873002014
所在地	尼崎市蓬川町331番4号
管理者の氏名	小西 奈由子
電話番号	06-4869-5770
FAX番号	06-4869-5880
サービスを提供する地域	尼崎市全域
開設年月日	平成14年10月1日

##### (2) 主な職種の勤務体制

日勤帯において各ユニット1日3名配置する  
 夜間・深夜帯において各ユニット1人以上配置する

##### (3) 事業所の従業者体制

- ・ 管理者 1名  
 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- ・ 計画作成担当者（2Fユニット 1名・3Fユニット 1名） 計2名  
 認知症対応型共同生活介護計画および介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成すると共に、連携する介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。
- ・ 介護職員（2Fユニット 7名・3Fユニット 7名） 計14名  
 入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

##### (4) 利用定員 18名（1ユニット9名で2ユニット）

##### (5) 設備の概要

- ・ 居室  
 利用者の居室は、原則個室（定員1名）とします。ただし、利用者の処

遇上必要と認められる場合は、定員を2名とすることがあります。

- ・ 食 堂 兼 居 間  
利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類及びソファなどの備品類を備えます。
- ・ その他の設備  
設備としてその他に、台所・浴室等の設備を設けます。

## 5. サービスの内容

### (1) 介護保険の給付対象のサービス

#### ① 食 事

- ・ 事業所では、提携している業者の献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好をできるだけ考慮し、適時適温で食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。
- ・ 食器等は、熱風消毒を行い、食中毒、感染症の蔓延防止に努め飲用水についても白湯等で対応しています。
- ・ 外出・外泊等での食事キャンセルの受付は、7日前までとさせていただきます。

(食事時間) 朝 食： 8：00～ 9：00

昼 食： 12：00～13：00

夕 食： 18：00～19：00

#### ② 入 浴

入浴又は清拭を週2回行います。(希望により毎日入浴可)

#### ③ 排 泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④ 健康管理

往診医を中心に関係医療機関と連携し、健康管理を行います。

#### ⑤ その他自立への支援

- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう配慮します。
- ・ グループホームの特性を生かした集団的行事を常時実施します。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 理 容 [理美容サービス]

月に1回、理容師／美容師の出張による理美容サービスを利用いただけます。

利用料金：1回あたり 実 費

② レクリエーション、クラブ活動

利用者は、活動に参加していただくことができます。参加にあたっては材料代等の実費をいただくことがあります。

◎ 年間行事予定表 (予定であり、変更する場合があります。)

	行事とその内容 (予定)	備 考
4月	お花見会	
5月	母の日	
6月	父の日	
7月	七夕祭	
8月	花火大会	
9月	敬老の日	
10月	ハロウィーン	
11月	外出行事	
12月	クリスマス会・家族会	
1月	お正月行事	
2月	節 分	
3月	ひな祭り	

◎ クラブ活動

書道、紙粘土、カラオケ等(材料代等の実費をいただくことがあります。)

③ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④ その他定める所定の料金

利用者が、利用終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の利用終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金として

1日につき 10,000円(食事代別)

⑤ テレビの持込

持込可能ですが電気代として：1ヵ月 1,000円が必要となります。

◎ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と事由について、変更を行う2ヵ月以上前までにご説明します。

⑥ おむつ代

日常生活に要するおむつ代（パット、リハビリパンツを含む）として、使用された分の費用の実費相当額を契約者等にご負担いただきます。

6. 事業所利用料及び事業所が提供するサービス料金

(1) 介護保険の給付対象となる利用料（平均1ヵ月分の例示）

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 236,065 円	要介護度 2 247,038 円	要介護度 3 254,562 円	要介護度 4 259,578 円	要介護度 5 264,907 円
2. うち、介護保険から給付される金額	212,458 円	222,334 円	229,105 円	233,620 円	238,416 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	23,607 円	24,704 円	25,457 円	25,958 円	26,491 円

なお、介護負担割合証の額に応じ、2割の方は2倍額になります。

3割の方は3倍額になります。

加算が発生するものについて

地域区分：5級地		
初期加算	30 単位	入居日から30日間加算させていただきます。
認知症専門ケア加算	3 単位	利用者様の状況により、1日あたり加算させていただきます。
サービス提供体制強化加算	6 単位	基準を満たす職員の体制強化が見込まれた状況により、1日あたり加算させていただきます。
医療連携体制加算	37 単位	基準を満たす職員の体制強化が見込まれた状況により、1日あたり加算させていただきます。
看取り介護加算	72 単位	死亡日以前31日以上45日以下
	144 単位	死亡日以前4日以上30日以下
	680 単位	死亡日の前日及び前々日
	1280 単位	死亡日

退去時相談援助加算	¥418	
口腔衛生管理加算	30 単位	基準を満たす口腔衛生管理が見込まれた状況により、ひと月あたり加算させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならない利用料（1ヵ月分）

利用者の要介護度	要介護度 1 ～ 5
1. 家 賃	月額 75,000 円
3. 食 材 費	月額 42,000 円（30 日） （1,400 円/日×日数）
4. 管 理 費	月額 27,000 円 （水光熱費及び施設設備保守料等）
自己負担額合計	月額 144,000 円
敷 金	月額 200,000 円 （原状回復費用のうち利用者負担とすべき費用のみ、敷金から徴収します。）
介護用電動ベッド （希望者のみ）	リース代金：1,800 円/月 ※持ち込み又は事業所ベッド使用可

**\*貴重品の管理**

原則として、本人もしくは、家族でお願いします。

1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割り計算した金額とします。

ただし、月の途中の退去については、家賃の日割り計算は行わないものとします。

7. 利用料金のお支払い方法

① 入居時に敷金として 200,000 円をお支払い下さい。

退去時に原状回復費用のうち利用者負担とすべき費用のみを敷金から徴収します。

② 介護保険給付対象利用料金の自己負担金及び介護保険給付対象外利用料の自己負担金については、毎月末締めで計算し、翌月 15 日にゆうちょ銀行から自動払込にて口座から引き落としします。（事前に手続きを必要としますのでご相談下さい。15 日が休日の場合翌営業日となります。）



## 8. 入居中の医療の提供について

事業所は、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の事態が急変した場合等には、速やかに対応できるよう医療連携を行っています。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

### ①協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人中央会尼崎中央病院
所在地	尼崎市潮江1丁目12-1
診療科	総合（救急告示病院）

医療機関の名称	医療法人純徳会田中病院
所在地	尼崎市武庫川町2丁目2
診療科	総合（救急告示病院）

医療機関の名称	ないとう醫院
所在地	尼崎市崇徳院1-6-3
診療科	内科

### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひさい歯科医院
所在地	尼崎市玄番北之町26-1-105

### ◎ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

## 9. 事業所を退去していただく場合

(1) 事業所の利用終了期日は特に定めておりませんが、以下の事項に該当するに至った場合には、事業所の利用は終了し退去していただくことになります。

- |   |
|---|
| <p>① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合</p> <p>② 認知症状の進行によるなど自傷行為や、他人に危害を加える等、共同生活が困難となった場合</p> |
|---|

- ③ 事業者が解散又は破産若しくはやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から退去の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

(2) 利用者からの申し出により退去していただく場合

利用期間内であっても、利用者から退去を申し出ることができます。その場合には、退去を希望する日の7日前までに届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に、事業所を退去することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく認知症対応型共同生活介護事業に係るサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業所が適切な対応を取らない場合

(3) 事業所からの申し出により退去していただく場合

以下の事項に該当する場合には、事業所を退去していただくことがあります。

- ① 利用者が、入居時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又は従事者若しくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動がほかの利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 利用者が連続して7日以上病院等に入院し医師によりグループホーム

での生活が懇談と診断された場合

⑥ 利用者が他の事業所に入所した場合

(4) 事業所に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

ア. 7日間以上2ヵ月以内の入院の場合

7日間以上入院された場合でも、2ヵ月以内に退院の見込みがあれば、家賃のみの支払いで入居を継続することができます。

イ. 2ヵ月以内の退院が見込まれない場合

2ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、退去となります。

(5) 円滑な退去のための援助

利用者が事業所を退去する場合には、利用者の希望により、事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

また、9の(3)の事業所からの申し出による退去の場合にも、相応の努力をいたします。

○ 病院もしくは診療所又は介護老人福祉事業所・介護老人保健事業所等の紹介

○ 居宅介護支援事業者の紹介

○ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 10. 身元引受人

(1) 入居にあたり、身元引受人を定めていただくことになります。ただし、身元引受人を定めることができないやむを得ない理由がある場合は、その限りではありません。

(2) 身元引受人は、利用者の利用料等の経済的な債務について、連帯保証人として、利用者に代わって債務を履行する責務を負うことになります。

極度額は、300万円とします。

また、利用者が医療機関に入院する場合や事業所から退去する場合には、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担を行い、更には、事業所と協力、連携して退去後の利用者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(3) 事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。これらの引き取り等の処理に係る費用については、利用者又は身元引受人に負担いただくことになります。

- (4) 身元引受人が死亡若しくは破産宣告を受けた場合には、事業所は、新たな身元引受人を立てていただくために、利用者に協力をお願いします。

1 1. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情の受付窓口及び解決責任者

事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口            サンプラザ平成1階事務所内
- 窓口電話番号            06-4869-5770
- 受付時間                毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00
- 苦情受付担当者        管理者 小西 奈由子
- 苦情解決責任者        業務執行理事 河原 綾
- 苦情処理第三者委員    学識経験者 西村 保
- 学識経験者 山本 晴郎

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険 団体連合会	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
	電話番号	(078) 332-5617
	FAX番号	(078) 332-5650
	受付時間	9:00～17:30 月曜日～金曜日
尼崎市介護保険 事業担当課	所在地	尼崎市東七松町1丁目23番1号
	電話番号	(06) 6489-6350
	FAX番号	(06) 6489-7505
	受付時間	9:00～17:30 月曜日～金曜日

1 2. サービス提供における事業所の義務

事業所は、利用者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者と家族の意思、希望を確認して対応します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的避難救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、契約完結の日から5年間保管するとともに利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。

- ⑥ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑦ 事業者及び従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身の状況に係る情報を提供します。

また、利用者の円滑な退去のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、利用者の同意を得て行います。

### 1.3. 事業所利用の留意事項

事業所の利用にあたって、事業所に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 管理者は、利用者の入居にあたり持ち物を制限することがあります。

(2) 面 会

面会時間 10:00～17:00

来訪者は、必ずその都度従業者に届け出て下さい。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、行き先及び帰宅時間を職員に申し出下さい。

(4) 事業所・設備の使用上の注意

- 居室及び共用事業所、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意又は過失により事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。ただし、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 事業所の従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことを禁止いたします。

### 1.4. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害において、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して減額することが相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

#### 1 5. 衛生管理

- (1) 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し、研修を行います。
- (2) 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

#### 1 6. 個人情報の保護

- (1) 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- (2) 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により同意を得ることとします。
- (4) 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者その家族の個人情報の利用目的を公表します。
- (5) 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

#### 1 7. 緊急時の対応

事業者は、サービスの提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合においては、速やかに主治医又は協力医療機関及び関係機関に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、その家族に連絡する義務を負います。

#### 1 8. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

## 19. 無断外出時の対応

- (1) 利用者が、従業者の許可なく入居事業所から無断で外出した場合には、事業所から直ちに利用者の家族に連絡するとともに、当法人は、従業者を始め警察署や消防署及び地域の方の協力を得る等、最大限の努力をして捜索に当たります。
- (2) 無断外出の利用者を発見した場合は、利用者の家族とともに事業所が責任をもって迎えに行き、事業所に連れ帰ります。

## 20. 非常災害対策及び感染症対策

事業者は、事情災害時や感染症発生時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適正な対応に努めるとともに、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、次の気候を整備します。

- (1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、年2回の研修及び年2回の訓練を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 2 感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備を行います。
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練を実施します。

## 21. 従業者の服務規程と質の確保

- (1) 事業者及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。
  - ① 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
  - ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
  - ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心がける。
- (2) 事業者は、良質なサービスの提供ができるよう適切な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業者の資質の向上に努めるものとします。
- (3) 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、従業者で亡くなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを

雇用契約の条件とします。

## 2.2. 身体拘束廃止に関する事項

利用者などの生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

2 身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

## 2.3. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者

(2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター、市町村に通報するものとします。

## 2.4. ハラスメントの防止

施設は、ハラスメント防止のために職員が遵守すべき事項や防止するための措置を定め、働きやすい職場環境を実現するために、次の各号に挙げる措置を講ずるものとします。

(1) セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に向けた指針を策定します。

(2) 従業者に対してハラスメントの定義や報告手続きについて教育します。

(3) 職場内（施設内）でのハラスメント行為を厳しく取り締まり、被害者を保護します。

## 2.5. 暴力団排除

(1) 事業者及び管理者は、暴力団員等でないこととする。また、運営は暴力団等の支配をうけないものとする。

(2) 事業活動により暴力団等の活動を助成し、または暴力団等の運営に資するこ



とのないよう暴力団等を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

#### 26. 記録の整備及び開示

- (1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとしします。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとしします。
- (3) 事業者は、利用者からサービス提供記録の開示を求められたときは、応じるものとしします。

#### 27. 重度化対応

利用者が重度化した場合について、事業者は主治医、または協力訪問看護ステーション等の看護師との24時間の連絡体制を確保し、協力医療機関等の連携を行い、可能な限りサービスを提供する者とする。